

ふとん品質表示（GFマーク）管理規定

（JBAコンプライアンス委員会の設置）

第1条 ふとん品質表示規定を適正に施行するために、一般社団法人日本寝具寝装品協会（以下「協会」という）定款第48条の規定に基づきコンプライアンス委員会（以下「委員会」という）を設置する。

2. 委員会を東京都中央区日本橋小舟町7番2号、協会内に置く。

（マークの制定）

第2条 協会は、ふとんの品質表示を推進するためにマークを制定する。

一. マークとは、商標登録第2153978号をいう（通称「GFマーク」という）。



（マークラベルの価格）

第3条 マークラベルの価格は、協会理事会において決定するものとする。

（委員会の業務）

第4条 委員会は、次の業務を行う。

- 一. マークの使用許諾に関する業務
- 二. ふとん品質表示規定の内容及びマーク使用について表示者に周知徹底に関する業務
- 三. ふとん品質表示規定及びマーカーの相談並びに指導に関する業務
- 四. ふとん品質表示規定及びマーク使用基準に違反する疑いがある事実の調査並びに措置に関する業務

- 五. 一般消費者からの苦情処理に関する業務
- 六. その他、ふとん品質表示規定の施行に関する業務
- 七. 上記及びふとん品質表示規定の管理運営に関する業務
- 八. マークの啓発普及を図るための広告宣伝に関する業務
- 九. 寝具寝装品の品質管理の指導に関する業務
- 十. 寝具寝装品に係る研究及び開発に関する業務
- 十一. 寝具寝装品の環境衛生問題等に関する調査、研究についての業務
- 十二. 上記に附帯する業務

2. 委員会は、上記業務のほかに次のことを行う。

- 一. 委員会は、マークラベルの使用状況並びに苦情等に関して結果をとりまとめ公表する。
- 二. 委員会は、会員が行う品質表示及び品質に関する事項についての研究内容に関する報告を求めることができる。
- 三. 委員会は、必要あると認めた場合ふとん品質表示規定の改廃の是非を検討し、改廃案を示さなければならない。

(マーク使用申請及び許諾)

第5条 マーク使用の許諾を受けようとする者は、様式第1のマーク使用許諾申請書並びに添付する必要書類を整え、協会会長宛に申請しなければならない。

2 会長は、マーク使用許諾申請書を受理した場合には、様式1並びに添付された必要書類に記載されている事項について審査し、その結果を当該申請者に対して通知するものとする。

ただし、許可にならない当該申請者に対してはその理由を示し通知するものとする。

3 会長は、許諾の可否について委員会の意見を諮問することができる。

(マーク使用基準)

第6条 マークを使用できるふとんは、ふとん品質表示規定に定められた項目を満足させる製品でなければならない。

2. マークを使用できる者は、ふとん品質表示規定の第2条2項の者で、ふとんの製造及び加工又は販売につき責任を有する者とする。

(違反に対する調査)

第7条 委員会は、ふとん品質表示規定及びマーク使用義務等規則で定めている事項に違反する事実の疑いがあると認められるときには、会員に連絡し、その調査報告をさせることができる。

一. 違反する事実の疑いがあるときには、委員会は文書をもって会員に連絡し、会員は20日以内に調査報告をしなければならない。

二. 上記一の調査報告を要請する連絡については、事務局が行い、委員会に報告するものとする。

2. 会員は、委員会から前項の規定に基づく依頼があった場合は、直ちにこれに協力しなければならない。

3. 表示者は、前項の規定に基づく調査に協力しなければならない。

(違反に対する措置)

第8条 違反する事実が究明された場合、会長はその違反者に対して必要な措置をとらなければならない。

一、会長名をもって、違反者に対して文書（警告文を送付）をもって違反の事実を示し、速やかに改善を求めるとともに、違反の原因と改善策についての報告書を1カ月以内に提出することを求めるものとする。

二、委員会は、違反者から提出された改善報告書を審査し、その改善内容が不十分であると判断される場合は、会長に報告し、会長の指示により違反者に対し、改善方法等を指導できるものとする。

2. 会長は違反が認められた場合は、理事会の承認を得て次の措置をとることができる。

①改善報告書の徴収

②ラベル交付の停止

③未使用ラベルの返還

④ラベル使用許諾の取り消し

⑤違反行為により直接又は間接的に協会に与えた損害の賠償請求

⑥違反事実の公表

⑦違反事実を公表した場合、公表と同時に監督官庁へ報告するものとする。

⑧違反の事実が認められた場合、ラベルの小売店頭回収、又は商品の回収を納入業者が責任をもって行い、その流通ルートと販売済み（対小売店）の数量を具体的に会長宛に提出する。

⑨その他、協会が必要と認めた措置

(禁止事項)

第9条 会員並びに表示者は、ふとん品質表示規定に抵触する類似の規定を定め又は表示を行うことを旨とする取り決めをしてはならない。

表示者が本規定に基づく表示を行ったうえに、さらに主旨を達成するための表示行為については、これを妨げない。

(マーク使用義務)

第10条 協会は、マーク使用義務等に関する規則を定める。

(規定及び規則の改廃)

第11条 規定及び規則を定め又は変更するときは、理事会の承認を受けるものとする。

(その他)

第12条 本規定で定められていない事項については委員会で定めるものとする。

GFマーク使用義務等規則

(目 的)

第1条 この規則は、ふとん品質表示管理規定第7条及び第9条、第10条に基づきマークを正しく使用するために定める。

(マーク使用義務)

第2条 マークを使用できるふとんは、ふとん品質表示規定に定められた項目を満足させる製品とする。

2. マークを使用できる者は、ふとん品質表示規定の第2条2項の者で、ふとん製造及び加工又は販売につき責任を有する者とする。

3. マークを使用しようとする者は、協会会長宛に様式第1のマーク使用許諾申請書を提出し、許諾を受けるものとする。

4. マークの使用許諾を受けた者は、協会が定めたマークラベル代金を添えて様式第2のマークラベル交付申請書を提出し交付を受けるものとする。

なお、納入されたマークラベル代金は返還しないものとする。

5. マークの使用許諾を受けた者は、協会の指示に従い製品検査報告書(表1)を6ヶ月毎に協会が認定する検査機関の試験成績書を添付し、必ず提出しなければならないものとする。

ただし、JISL2001綿ふとんわたJISマーク表示許可工場については、詰めものの混用率の認定検査機関の試験成績書は不要とし、自社検査書で可とする。

6. マークラベルの使用許諾を受けた者は、協会の指示に従いGFマークラベル在庫報告書(表2)を6ヶ月毎に提出しなければならない。

7. 自社が販売する商品に添付する目的以外に、マークラベルを譲渡してはならないものとする。

8. マークラベルを使用したふとんについては、マークラベルの交付を受けた者がすべての責任を負うものとする。

9. マークラベルは、ふとんを販売、又は販売のために陳列しようとするときは、見易い個所に、見易いように直接ふとんに添付しなければならない。

10. セット販売でマークラベルを表記する場合は、セット品の各ふとん全てにマークラベルを添付しなければならないものとする。

11. 上記の目的以外にマークを使用する場合は、協会の許可を得なければならないものとする。

12. 協会よりマークラベルの交付を受けた表示者が、次に規定する何れかに該当するに至ったときは、手元に残っているマークラベルのすべてを遅滞なく返還しなければならないものとする。

一. 表示者が本会会員団体を脱退したとき。

二. 表示者が事業を廃止したとき。

三. ふとん品質表示管理規定第7条(違反に対する調査)の調査を著しく妨げたと認められるとき。

- 四. ふとん品質表示規定に違反したとき。
- 五. マークラベルを変造又は模造して使用したとき。
- 六. その他、協会が必要あると認められるとき。

(違反に対する措置)

第3条 協会は、マーク使用者がふとん品質表示規定およびマーク使用規則に違反した場合、本規則第2条13項並びにふとん品質管理規定第8条（違反に対する措置）の措置を行うことができる。

(参 考) マーク申請基準

考 え 方	方 法	証 明
1. (目 的) 企業として品質管理が実施されているかどうかを見る。		
1-1 品質管理を実施する方針, 方法を決めた規定があること。	1-1 製品検査規定又は製品受入検査規定が定められていること。	1-1 製品検査規定又は製品受入検査規定の写しを提出
1-2 品質管理の担当者が組織体系化なされていること。	1-2 以下の 3 点を明確にすること。 ・品質管理担当者名及び役職名 ・消費者相談窓口責任者名及び役職名 ・検査係名及び役職名	1-2 会社組織図
2. (目 的) 品質管理のレベルが, 規程の内容を満たすものであるかどうかを見る。		
2-1 品質管理項目が具体的に定められていること。	2-1 管理項目 ①適用範囲 ②検査項目と検査順序 ③検査方式……ロット, サンプリング方法, サンプル数, 検査回数 ④試験方法 ⑤否の判定方法 ⑥検査後の処理…良品, 不良品の取扱い方法等 最低限以上の 6 項目が定められていること。	2-1 製品検査規定又は製品受入検査規定の写しを提出
2-2 検査項目が具体的に定められていること。	2-2 上記管理項目のうち②の検査項目について 検査項目 ・生地 of 鑑別及び混用率 ・詰めものの鑑別及び混用率 ・詰めもの(中わた)の容量 ・ふとんの寸法 ・ふとんの外観 ・包装, 荷姿 (製品受入検査規定のみ) ・その他 以上の項目が最低限定められていること。	2-2 製品検査規定又は製品受入検査規定の写しを提出
3. (目 的) 品質管理が実際に実施されているかどうかを見る。		
3-1 詰めもの(中わた)ごとに製品検査が行われていること。	3-1 検査項目に基づいて, 検査設備をもって検査するか, 又は外部委託検査を行っているかどうかを明らかにする。	3-1 品質管理実施一覧表 製品検査報告書の写しただし, 混用率, 混合率の検査については認定検査機関の証明書 (J I S マーク表示許可工場は詰めものの混用率については自社検査で可) の写しを提出